

附属書九（第七章関係） 最恵国待遇の規定の適用についての例外

日本国の表

日本国は、千九百九十四年一月一日前に効力を生じたすべての国際協定に従って与える待遇を、第五十九条の規定の適用についての例外とする。

日本国は、千九百九十四年一月一日以後に効力を生じた又は署名された国際協定に従って与える待遇であつて次のいずれかの事項に係するものを、第五十九条の規定の適用についての例外とする。

- (a) 航空
- (b) 漁業
- (c) 海事（海難救助を含む。）

メキシコの表

メキシコは、千九百九十四年一月一日前に効力を生じたすべての国際協定に従って与える待遇を、第五十九条の規定の適用についての例外とする。

メキシコは、千九百九十四年一月一日以後に効力を生じた又は署名された国際協定に従って与える待遇であつて次のいずれかの事項に係するものを、第五十九条の規定の適用についての例外とする。

- (a) 航空
- (b) 漁業
- (c) 海事（海難救助を含む。）

第五十九条の規定は、経済開発を促進するための現在及び将来の対外援助の計画（中米及びカリブ地域とのエネルギー経済協力に関する計画（サンホセ協定）により規律される計画、輸出信用に関するOECDの各種の文書により規律される計画等）については、適用しない。